

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により平成30年5月8日、理事より提出された平成29年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

平成30年5月23日

岩手県農業共済組合

代表監事	藤原俊幸
監事	小林辰雄
監事	朝倉栄
監事	竹田富雄